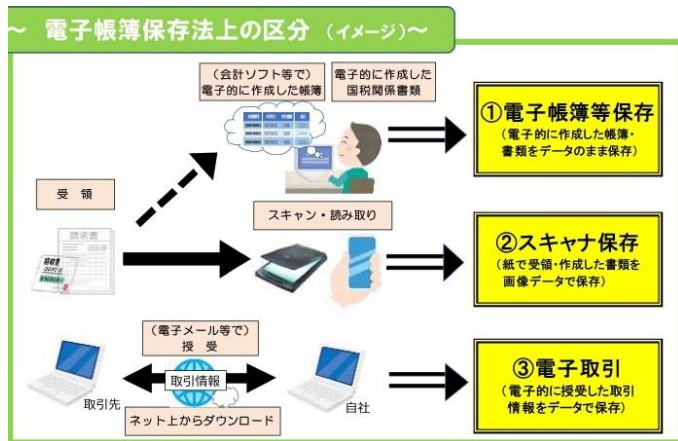


川越・東松山民商 民商だより R3/12/15 NO.46

川越市小仙波町3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

ネット取引書類の保存方法、改正で2024年までの猶予が決定 全ての事業者が対象 1月から始まる「電子帳簿保存法」



今年5月の税制改正にて、「電子帳簿保存法」が改正され、2022年1月から、ネットやメール等でやり取りをした領収書や請求書を、パソコン内で保存することが義務化されました。

しかし、法改正の周知と、企業の導入が進まず、今年10日、2年間の猶予が決まり、来年1月から対応できなかった場合でも、「やむを得ない事情」という形で認められることになりました。

ネットやり取りでの文書の「紙での保存が禁止」されます(2024まで猶予)

対象となるのは、フリーランスを含めた全ての事業者です。今までは税務署への事前届が必要でしたが、今回廃止されました。電子保存をすることにより、調査等での過少申告加算税が軽減されます。

自分の事業では、どのようなものが当てはまるかを確認しておきましょう。

電子帳簿保存法、「紙で保存できない(データで保存しなければならない)書類」の例

- 元請にメールで請求書を提出した
- 元請からの領収書を、クラウドからダウンロードした
- アマゾンや楽天で、工具を注文した明細書
- クレジットカード、スマホ決済等の明細書や領収書
- 紙でもらわない方の携帯電話の利用明細
- 会計ソフトやエクセルで作成した帳簿のデータ
- パソコンで見るタイプのFAXでの請求書など

紙の領収書やレシートの、スキャナーでの保存も可能に

手続きが面倒だった、スキャナーでのデータ保存も可能になりました。今までは、タイムスタンプ要件や自署の署名、複数人での監視や定期的な検査などが必要でしたが、削除・変更履歴が残る専用ソフトの利用で、条件が緩和されています。

ただし、スキャナー保存での不正が発覚した場合、重加算税が10%加重される罰則も追加されています。

スキャナー保存した書類は、パソコンで検索できるように整備する必要があります。免税業者に対しては、検索要件は不要となっています。

専用ソフトを使わない場合は、ファイル名やフォルダ名での管理や、ファイルの変更履歴の記録の設定などの設定が必要になります。

電子帳簿保存法以外の、12/10の税制改正大綱の内容

- 住宅ローン控除の控除期間 13年の特例期間の延長
- 医療費控除のセルフメディケーション税制の延長
- ベビーシッター、認可外保育施設の消費税非課税措置
- 退職金に関する課税の一部緩和
- 贈与税(住宅購入資金 R3年末までの非課税や、教育資金非課税期間の延長等)
- 中小企業の法人税特例税率の延長
- 税務署・市役所の税関連書類の押印廃止 など

猶予もあり、「すぐには必要がない」しかし、取引先との準備は必要

今回、2年間の猶予期間が設けられたため、すぐに準備する必要はなくなりました。しかし、取引先が大手になればなるほど、電子取引や電子書類での機会は増えると考えられます。

制度を理解し、「対応出来る」ための準備が必要です。

2024年10月には、インボイス制度も始まります。インボイス制度では請求書の電磁的記録での提供も認められているため、今回の電子帳簿保存法の改正は、これに絡んだものになっています。

インボイス、電子帳簿保存、どちらの制度も、まだまだ知らない業者がたくさんいます。中小零細業者に負担を押し付ける制度の廃止を求め、仲間を増やす運動が重要です。

確定申告の時期がもうすぐです。仲間に声をかけ、「一緒に民商で聞いてみようよ」と仲間を誘って、商売の継続をめざしましょう。

年内間に合った！ セーフティー共済の新規加入で約90万円の節税

東松山市の飲食店Mさんは、民商の学習会の後、銀行でセーフティー共済の新規加入を行いました。約90万円の節税になる予定です。

セーフティー共済は、月額5000円~20万円の積立金が経費になる制度。新規加入の場合、1年分の先払い振込が年内に間に合う為、協力金などを貰った飲食店にとっては大きな節税が見込めます。

「銀行で2時間かかったが、なんとか年内の申請手続きが出来た」と笑顔で話すMさん。家賃支援給付金も年内の振込だったため、今年の所得金額が大きくなってしまい、民商と一緒に節税対策を進めていました。

年末調整の相談会 予約受付開始 半期の納付期限は来年1月20日

今年度の年末調整相談会は、12/28、1/11に川越事務所にて、1/7、1/17に東松山市民文化センターで開催します。

昨年からの主だった変更点はありません。一昨年からの、従業員に書いてもらう書類の枚数や、所得の多い方に対する計算方法、給与所得控除の減少などが変更になっています。参加される方は、事前に予約をお願いします。

編集幸喜 本日の商工新聞が年内最終号となります。来週は新年特別号となり、年内の発送は来週で最後です。商工新聞を配っていただいている班長の皆様、コロナ禍の中、1年間ありがとうございました。民商事務所の年末年始は、12/30~1/5までお休みです。さていよいよ確定申告の時期になります。1月の後半から班会学習会を、2月上旬から書き込み班会を行います。来年の集団申告は3/11になります。いくつかの節税対策もまだ年内間に合うものがあります。早めの帳簿のまとめを心がけましょう。みなさま、よいお年をお迎えください。(三谷)